

農地の災害復旧をお手伝いします。 浜田市

令和3年7月・8月の豪雨や令和3年台風第9号の暴風雨による災害への対応として、市では、国の災害復旧事業に加え、新たな制度を創設することとしました。

この制度を利用したい方は、建設業者等に土砂等の除去を依頼し、制度を利用する旨を伝えてください。

※既に土砂等を除去し、建設業者等に代金を支払った方は、領収書と完了後の写真を農林園芸課または各支所産業建設課にお持ちになれば、制度を利用できます。

対象者：農地等の所有者、または耕作者

補助対象：①業者に依頼して実施した土砂等の除去や農地等の災害復旧経費
②機械を借り上げて実施した土砂等の除去や農地等の災害復旧経費
※ただし、復旧に係る費用が8万円に満たない場合は、対象外

補助率：費用の1/2以内、1対象事業当たり補助限度額20万円

対象事業：被災箇所の実業費によって、対象となる事業が異なります。

対象事業費	事業名	補助率
40万円以上	補助災害復旧事業	事業費の1/2 (3万円以上の補助となる)
13万円以上 40万円未満	農業災害となった場合のみ対象 小規模災害事業	事業費の1/2 (3万円以上の補助となる)
5万円以上 13万円未満	農業災害の復旧 農地等小規模災害復旧支援事業(浜田市単独事業) 農地等小規模災害復旧支援事業(国の単独事業)	事業費の1/2 (補助額20万円以上限) 事業費の1/2

※40万円以上の被災箇所でも農地等小規模災害復旧支援事業の対象とはなりませんが、補助金額は20万円までとなります。

※建設業者等に委託せずに土砂等を除去する場合は、対象外です。(機械使用料は対象)事業費が3万円以上40万円未満で、農業災害の場合は、2つの事業から選択できます

(ただし、2つの事業を重複しての申請は出来ません。)

【農地等小規模災害復旧支援事業を利用する場合】

申請期間：令和4年3月末まで

必要書類：①申請書(見積書)、②委託状、③写真(着手前と完了後)、④領収書
手続：委託を受けた建設業者等、もしくは、農地等の所有者又は耕作者

【お問い合わせ】 浜田市産業経済部農林園芸課 TEL:25-1210
金城支所産業建設課 TEL:42-1228 城東支所産業建設課 TEL:45-1437
新東支所産業建設課 TEL:48-2112 三隅支所産業建設課 TEL:32-2805

JAは浜田市と連携し、農地等の災害復旧を支援します。



被災者された正組合員、加入組合員、専業営農組合の皆様へ

7月25日以降に発生した大雨により被災した農地等を復旧し、令和4年度の農産物の作付準備に向けて取り組む組合員の方を支援します。

※【行政・JA連携支援】では、市の浜田市単独事業部分に追加支援をするものです。浜田市・JAしまね 両方の申請が必要となります。

詳しくは、行政の窓口、いづみ中央地区本部営農経済部または各地区支店・営農経済センターへご相談ください。

JA支援対象経費

- 被災した農機具(農業用トラックを含む)の修繕・再整備に係る経費
 - 生産増進に必要な防除水用ポンプの購入費・修理上げ料
 - 生産増進に必要な農地の土砂除去・肥料管理・農機具施設修繕の工事費・材料費・機械借り上げ料(本人直営の営農は除く)
 - 生産増進に必要な農機具防除用資材の購入費(防除機油)
 - その他、必要増進に伴う整備資材の購入費
- 上記の購入費の1/2を支援します。
事業費の上限は5万円・支援金の上限は40万円とする。(3申請者限り)

【行政・JA連携支援】

浜田市が行う「農地等小規模災害復旧支援事業」に該当する、復旧工事費用を対象とし、事業費の1/2を支援します。
支援金は行政補助金とJA支援金合計が対象事業費の1/2を上限とします。

申請期間	令和3年12月31日まで
実施期間	令和3年7月7日から令和4年3月31日
必要書類	申請書、見積書、写真(着手前と完了後)、領収書(領収書)他

【JAへのお問い合わせ】

JAしまね いづみ中央地区本部
営農経済部 営農企画課 TEL:22-26812
または各地区支店・営農経済センターまで